

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) | [「化学物質による健康障害対策」](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働安全衛生法 「化学物質による健康障害対策」

化学物質は、人体への影響ばかりでなく、自然環境にも甚大な影響を与えます。このようなことから、化学物質の生産・使用については、国際的な基準づくりが加速しています。

#### 厳重な規制と厳格な対処

化学物質、有機溶剤による障害予防については、安衛法第22条「健康障害防止措置」、第55条「製造等の禁止」、第56条「製造の許可」、第57条「表示等」、第57条の2「文書の交付等」、第57条の3「化学物質の有害性の調査」、第57条の4「国の指示・指導」、第57条の5「国の援助」、が規定されています。

また、労働者の就業に当たっての措置として、①安全衛生教育の実施（第59条）、②終業制限（第61条）を設け、さらに「作業環境測定（第65条）」、その「結果の評価（第65条2）」、「作業の管理（第65条の3）」、作業時間の制限（第65条の4）」、健康診断（第66条）」というように詳細な規定となっています。

このような規定を受け、施行令、安衛規則、そしてそれぞれの化学物質ごとに規則や指針で健康障害予防対策の基準や制限・禁止を具体化しています。

#### 表示義務 5 項目(法第 57 条、則第 33 条)

1. 名称。
2. 成分。
3. 人体に及ぼす作用。
4. 貯蔵又は取り扱い上の注意。
5. 厚生労働省令で定める事項。
  - ①表示する者の氏名(法人はその名称)、住所、電話番号
  - ②注意喚起語。
  - ③安定性及び反応性。

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針 についても熟読を!

一定の危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質等を譲渡・提供する場合は、交付等が義務付けられる、通知事項。

MSDS(化学物質等安全データシート)による通知を行う。

#### 通知しなければならない事項(法第 57 条の2、則第 34 条の 2 の 4)

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 名称。           | 6. 流出その他の事故が発生した場合において講ずる応急の措置 |
| 2. 成分及びその含有量。    | 7. その他厚生労働省令で定める事項。            |
| 3. 物理的及び化学的性質。   | ①表示する者の氏名(法人はその名称)、住所、電話番号。    |
| 4. 人体に及ぼす影響。     | ②危険有害性の要約。 ④適応される法令。           |
| 5. 貯蔵又は取り扱い上の注意。 | ③安定性及び反応性。 ⑤その他参考となる事項。        |

#### 指針別表の危険有害性に該当する化学物質等(基発第 394 号 平成 4 年 参照)

##### 化学物質「危険・有害性」の特性

1. 七つの危険性(①爆発性。②高圧ガス。③引火性。④可燃性。⑤禁水性。⑥自然発火。⑦酸化性)
2. 八つの有害性(発がん性。生殖毒性。感作性。催奇形性。慢性毒性。変異原性。急性毒性。腐蝕・刺激性)

Worker's Library 会員登録  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔗 サイトマップ 🔗 このサイトについて 🔗 個人情報保護の取組みについて

🔗 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.